

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-5
許認可等の種類	電気工事業の登録証の再交付				
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条				
許認可等の概要	登録電気工事業者の登録証の再交付				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (登録証の再交付) 第12条 登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。</p>				
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>30日</p> <p>経由機関(地域振興局) 10日</p> <p>処分庁 20日</p>				
期間の制定根拠	過去の実績				